

[事案 30-97] 入院・手術給付金支払等請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始日前の発病であるとして給付金が不支払いとなったことを不服として、入院給付金および手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

慢性扁桃炎の治療のため入院し手術を受けたので、平成 27 年 10 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、責任開始日後に発症した疾病ではないとの理由で支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。または、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約時、募集人から入院・手術はないか聞かれたが、熱が出た時に薬をもらっていただけの場合は「大丈夫です」と言われたので契約した。もし「大丈夫です」の言葉がなかったら、契約はしなかったのだから、ちゃんと責任を持ち、履行してほしい。
- (2) 入院をすすめられた際、募集人に確認したら、「大丈夫です」との回答だったので、仕事を休む決心をして、手術を受けた。
- (3) 通院していた医師は、前回、薬で完治しているので、持病ではないとの意見である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の給付金は、責任開始日以後に発病した疾病を原因とすることが支払要件となっているが、契約前に発病していた扁桃炎を契約後に発症したことは明らかである。
- (2) 通院先の医師からも事情を確認しており、申立人は、契約の数年前に慢性扁桃炎と診断され、その後も同病名により継続的に投薬治療を受け、契約前 2 年以内には手術を視野に入れた治療を医師から勧められるなどしていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張および募集時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知時および給付金請求時において募集人が不適切な説明を行ったとは認められず、被保険者は責任開始日以前に慢性扁桃炎に罹患していたことから保険会社が給付金を支払うべきとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。